

第十九回 参議院 通商産業委員会 會議 録 第十五号

昭和二十九年三月二日(火曜日)午後一時四十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 加藤 正人君
藤田 進君

委員 石原幹市郎君
西川弥平治君
岸 良一君
豊田 雅孝君
西田 隆男君
海野 三朗君
三輪 貞治君
武藤 常介君
白川 一雄君

政府委員

通商産業 古池 信三君
通商産業大 岩武 照彦君
通商産業省 松尾泰一郎君
通商局次長

事務局側

常任委員 林 誠一君
常任委員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞壽君
常任委員 柴田 綱九君

説明員

工業技術院 柴田 綱九君
調整部 菅 野 誠一君
調整部長

本日の會議に付した事件

○通商及び産業一般に関する調査の件 (熱管理に関する件)

○輸出保険法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○参考人の出頭に関する件

○委員長(中川以良君) それでは只今から通商産業委員会を開きます。

今日は輸出保険法の一部を改正する法律案について御審議を願うのであります。また通商局から出席をしておられますので、最初に順序を交えてまして海野委員より熱管理に対する御質疑の御通告がございましたので、海野委員の御発言を願うことにいたします。

○海野三朗君 この御予算委員会が公聴会を開いた際に日本化学会社の社長原君は重要法案でないところの法案を廃止すべきものであるというふうな暴論を吐いておつたのであります。私はこの論の中の熱管理法というふうなものを、又計理士法というふうなものをやめるべきものだというふうなこと、これはとんでもない暴論であると考えます。

なぜならば熱管理法といふものは燃料の統制と申しますか、燃料の使い方、使い方についてここに一つの法案を設けて、そうして有効適切な燃料の使用法、それを実行すべくここに法律がござりますのであります。爾來この熱管理法というものの活用によつてこの熱管理についての非常なる効果が

挙つておるのであります。

我が國のごとき天然資源に恵まれざる日本におきましてはこの熱量の有効活用ということ、つまり有効温度の活用ということに重点を置いておかなければ産業の発展ということ期して望めないことであると考へます。このことにつきまして政府当局はこの熱管理法、これを廃止したいというふうな意向があるのかどうか、この法律についての政府当局の御見解を承わりたいと思ひます。

○政府委員(岩武照彦君) 私から御答弁いたしますのが適當かどうかちよつと存じませんが、少くとも通商省の事務当局としましての考へ方を御答弁したいと考へております。今の海野先生のお話の件は政府内部の行政管理局或いは法制局のほうで、まあ重要な法律といふことでございせんけれども、まあ直接国民の権利義務等に關係することの薄い法律はこの際廃止したかどうか、併せて事務管理の見地もあつてそういうふうな相當法案も整理できるのじやないかということ、上つておきます法律の中で通商省關係のものが今御指摘されました熱管理法、それから法律全廢の問題として二つか三つございまして、熱管理のほうとしましては、実はこの法律は昭和二十年か、四年でございまして、五年でございましてか通りまして各重要な工場に熱管理士という制度を設けまして、そういう熱管理の働に当られる人がその称号といひま

すか、或いは法律上の地位といひますか、というふうなものを以ちましてその事業場内の熱の管理、つまり、燃焼法の合理化でありますとか或いは熱、ガス等の有効利用等につきまして事業場の内いろ／＼な問題を処理して参るといふ制度を作つておりました。実は当初はそれほど効果のないように考へておりましたが、だん／＼やつて参りますと、相當目に見える効果も現われて参りました。と申しますと、これは御承知の通りに石炭とか石油とか或いはその他の熱源が統制時代でありまして割合に合理的な使用といふものにつきます。関心が薄いといふことではございせんけれども、割當をもらえばございまいといふ考へがあつたものでございまして、だん／＼自由経済に入りまして参りますと、まあ自分でこういう購入しましたらうまく使えるか、ロスを少くやつて行けるかといふことにつきます。して各工場々々で自分自身から創意を以ちましてそういう研究をして参る。それからもう一つ熱管理のやり方の特徴は定期的にそういうふうな熱管理士のかた／＼がまあブロック別に集まりましたりして、いろ／＼と燃焼法その他の問題について討議して参る、或いは参考になるところを見学してお互いに見識を広め合う、更には海外のいろ／＼な技術方式なんかの情報を入手したり交換し合うといふこととで、相當効果を挙げて参りまして、

最近では御承知の通りに熱管理協会というものがございまして、組織的に全國の重要事業場、工場を網羅しましていろ／＼に切磋し琢磨し合うといふ組織がございまして、この燃料費の節減、これはプラス、マイナス両方あると思ひますが、相當研究して参る。でこの法律の内容は、直接に工場、事業場に熱管理指導上こういうことをしろといふふうな規定はないのでございまして、ただ官庁のほうから必要においては勸告程度でございまして、命令権等ございせんから、従つて法律の体裁としましては若干権利義務といふことよりも、むしろ訓示的といひますか、というふうな色彩もあるもので、そういう見地から内閣の一部でそういう意見がございましては、この効果が相當挙つておりますと、それからもう一つはこのそういうふうな熱管理の指導をやつて参りますと、一つはそういうふうなまあいろ／＼施設なんかの問題につきます。或る程度の合理化の、投資をする上につきます。も非常な参考といひますか、それ以上に重要な結果を持つて参ります問題がございまして、それからもう一つは、最近における重油、石炭等の熱源關係の調整問題になつて来ますと、やはり熱管理の技術的な見地からの結果も相當重要視されて参りますので、折角普及して参りました制度を廃止することは、これは却つて折角の企業合理化の芽を潰すことになるから、マイナスではないかとい

うことで、事務当局としては、これは廃止すべからずという結論を出しまして、関係方面と折衝をいたしております。只今までの段階は、それほど廃止しろという意見が強い様子ではございませんので、まあ目下はそのま法律の形で存続しようかと、こういうふう

に存しております。
○海野三朗君 熱管理につきましては、通産当局でどれくらいの予算を使っておられるか、それを一つ承りた

ことと、この石炭にいたしましては、素人の人たちが、カロリとトン数だけを考えておるのであります。例えば重炭にしても、四万カロリというならば、撫順炭の八万カロリに対して、重炭を二倍使えば、八万カロリになるのじゃないか、それで石炭を単にトン数のみ考えてはならないし、カロリだけを考えてもいけない。そうして、なお且つ、この有効な温度を使わなければ、産業というものは決して合理化されて行くものじゃない

ありません。例えば製鉄方面におきましても、平炉の中の燃焼温度で、千八百度以上にならないければ、平炉の還元が、酸化、還元が行われて行かない。それをカロリを低くし、その発熱量を下げて使ったのでは、千七百度の温度で、何時間平炉で燃やすといえども製品にはなつて来ないのであります。即ち、このカロリということと温度の使い方ということに対しては最大の関心を払う、これが日本の産業の合理化の根本問題である。然るに、日本の政治家は、御承知のように総理、吉田茂さんでも、あの人には外交官上りであり、例えば若田さんにしても、あれは外交官上りだ。日本の政治家に技術者

が一人もないから、技術的な見地に立つて、この科学日本の建設という方面に甚だ薄いように私は考えるのでありまして、この熱管理法も、もつと力を入れて行かなければならない。そうすれば、期せずして、この産業の合理化が行くのである。で、石炭のトン数のみを考える。年間四千万トン、五千万トン、これだけのトン数だけを言つても、その熱量ということが大事であり、この熱量を使つて、適當なる保温を得るといふことが目的にあるのであります。このために熱管理法をますます強化して行かなければならないと考えるのであります。で、その点につきましては、通産当局といたしまして、若しそういうような論があつた場合には、断固これを退けるだけの御決意がありや、又この熱管理に對しての予算をどれくらい、今熱管理法に

使つておられる予算で十分なりとお考えになつておるかどうか、その御注意を一つ承りたいと思つたのであります。
○政府委員(岩武照彦君) 熱管理個々の予算といたしましては、実は私ちよつと記憶を喪失しておりますが、特別の予算は余りないと記憶しております。但しこれは仕事の性質上、その関係の事務をやります人の経費、或いはこの巡回指導等の旅費といつたものは、これは相当ございます。又その関係の課も熱管理課という名前前で、工業技術院内にあるわけでございます。むしろ直接的に効果を生じております。むしろ直接に効果を生じております。むしろ直接的に効果を生じております。むしろ直接的に効果を生じております。

○政府委員(岩武照彦君) 熱管理個々の予算といたしましては、実は私ちよつと記憶を喪失しておりますが、特別の予算は余りないと記憶しております。但しこれは仕事の性質上、その関係の事務をやります人の経費、或いはこの巡回指導等の旅費といつたものは、これは相当ございます。又その関係の課も熱管理課という名前前で、工業技術院内にあるわけでございます。むしろ直接的に効果を生じております。むしろ直接的に効果を生じております。むしろ直接的に効果を生じております。むしろ直接的に効果を生じております。

○政府委員(岩武照彦君) 熱管理個々の予算といたしましては、実は私ちよつと記憶を喪失しておりますが、特別の予算は余りないと記憶しております。但しこれは仕事の性質上、その関係の事務をやります人の経費、或いはこの巡回指導等の旅費といつたものは、これは相当ございます。又その関係の課も熱管理課という名前前で、工業技術院内にあるわけでございます。むしろ直接的に効果を生じております。むしろ直接的に効果を生じております。むしろ直接的に効果を生じております。むしろ直接的に効果を生じております。

理課の推進にからみまして、新しい熱管理に必要な施設に對しましては融資をいたしております。主として新しい燃焼装置の活動が中心かと存じますが、数字はちよつと記憶しておりませんけれども、この三三年來続いて参つておられるわけでありまして、むしろ役所の予算よりも、そのほうが實際の効果は挙つておられるかと存じております。それからお尋ねのありました法律の改正の問題でございますが、これはもうどういふ点の改正を現在考へておられますか、ちよつと私、その事情をつまびらかにしておりませんが、必要とあれば所要の改正はいたしたいと考へておられます。

○海野三朗君 今お金は、予算のところはどれくらい使つておられるか、わかりませんか。
○政府委員(岩武照彦君) 後刻数字でお返事したいと思つております。
○海野三朗君 それは人件費を含めてあるのですか。
○政府委員(岩武照彦君) 人件費が中心ではないかと、私、考へております。後刻調べてお返事いたします。

○海野三朗君 後日そのことを御調査頂いて、御報告をお願いしたいと思つております。それから通産当局といたしましては、どれほどの御決意を持つていらつしやるか、はつきりした御答弁を伺つておきたい。
○政府委員(岩武照彦君) 先ほど申し上げましたように、熱管理の問題は、これは比較的興味な問題でございますけれども、本當の企業のコストを下げます基本になりますので、通産省といたしましては、その機構を廃止いたしましたり、或いは関係法案を廃止すると

いうようなことは、事務当局としてはしないつもりでおります。なおまあそういうふうになりますと、私だけの答弁で足りませんかと存じませんが、少くとも現在の段階では、事務当局と決意で参りたいと考へております。
○海野三朗君 只今の事務当局としてのお答えは了承いたしました。私が、私はおれだけでは足りないと思つておられます。例えばこの火力発電にいたしまして、石炭三百万トン使う、カロリはどれくらいで、そのカロリの石炭を使つても、もつと高熱の熱源を得ることが必要なのかどうか、そういうところが力を入れなければならぬ。それが即ち熱管理なんでありまして、そういうところを力を入れないで、火力発電なんぞに年間何百万トン使うから、値段はこれだけになるのだというふうな漠然たる考へでいることは、非常に非科学的な考へ方である、私は思つておられます。これを直すにはどうするかという点、この熱管理にもつと力を注がなければならぬ。こういうふうな思つておられるので、これは後日通産当局からもつとはつきりした御答弁をお願いいたしますことにいたしまして、本日は私を聴取いたします。

○委員(中川以良君) ちよつと速記をとめて下さい。
○委員(中川以良君) 速記を始めて下さい。
○委員(中川以良君) 速記を始めて下さい。

○委員(中川以良君) 速記を始めて下さい。
○委員(中川以良君) 速記を始めて下さい。

○委員(中川以良君) 速記を始めて下さい。
○委員(中川以良君) 速記を始めて下さい。

○委員(中川以良君) 速記を始めて下さい。
○委員(中川以良君) 速記を始めて下さい。

委託販売輸出保険のあらましにつきまして御説明を申し上げます。この概要を御説明申し上げますと一枚刷りのものを御手許にお配りいたして御覧願ふので、それにつきまして併せて御説明申し上げたいと思つております。

委託販売輸出保険の概要はお手許にお配りいたしてあります。この改正要綱に示しておりますように、輸出者が委託販売輸出契約に基きまして貨物を輸出いたしました場合に、この委託販売輸出をするために支出いたしました当該貨物の原価、運賃、保険料等を委託販売輸出契約に基き貨物の販売によつて回収することができないために受ける損失を填補することでありまして、その貨物が販売できたにもかかわらず、その現実の代金が入手できなかった場合の損失とか、或いは貨物自体が滅失毀損した場合の損失は填補しないことになつておるのであります。従いましてこの保険におきまして填補されるのは次の二つの場合における損失ということになるわけであり

その第一は、委託販売期間内に販売されない貨物を本邦へ積戻して処分した場合の損失。それから第二が、通商産業大臣の承認を受けまして本邦外で処分をした場合の損失。この二つの損失に限られるわけでありまして、そこでこの期間中に販売できないものでありまして、通商産業大臣の承認を受けずして本邦外、即ち現地で処分をしたというふうなものはその貨物のコストに等しい価格で処分されたものとみなしますから、如何に安く処分してもその損失は填補されないということになるわけであり

その第一は、委託販売期間内に販売されない貨物を本邦へ積戻して処分した場合の損失。それから第二が、通商産業大臣の承認を受けまして本邦外で処分をした場合の損失。この二つの損失に限られるわけでありまして、そこでこの期間中に販売できないものでありまして、通商産業大臣の承認を受けずして本邦外、即ち現地で処分をしたというふうなものはその貨物のコストに等しい価格で処分されたものとみなしますから、如何に安く処分してもその損失は填補されないということになるわけであり

なおこの保険では保険契約におきましてあらかじめ販売価格を定めておきまして、委託販売期間中に販売されたものはすべてこの販売価格で販売されたものとして損失額を計算することとなつておられるわけであり、以上のよりな考え方からいたしまして、この保険において填補される損失額を計算いたしますと、委託販売輸出のために支出した費用から、次のような金額を差引いたものとなるわけでありま

先ず第一が、委託販売期間中に販売された貨物の代金の額であります。これは販売価格で販売されたものとして計算することは、先ほど申上げた通りであります。第二に、委託販売期間中に積戻された貨物、要するに本邦に積戻して来た貨物を、国内で処分をいたしました取得した金額からその処分を要した費用を控除した金額が第二であります。それから第三が、委託販売期間後に、通商産業大臣の承認を受けまして、本邦外で貨物を処分して取得した金額から、その処分を要した費用を控除した金額、これが第三になるわけであり、第四には、委託販売期間中に販売されなかつた貨物であつて、先ほど申しました第二、第三に該当しないものについて、その貨物のコストに等しい価格で処分されたものとして算出しました処分額、この四項目の金額を差引いたものが填補されるということになるわけであり、従いまして本保険の申込をいたします場合は、いわゆる輸出者と申しますか、委託者は、あらかじめ考えられます損失額を一応想定をいたしまして、その予想の損失額を保険金額といたしまし

て政府と保険契約を締結することになるわけであり、政府は、その損失額の八割か、保険金額か、いずれか低いほうを支払うということになるわけであり、

そこでお手許にお配りをいたしております「委託販売輸出保険の保険金支払計算の実例」というのにつきまして御説明申し上げます。Aという商品を十個委託販売輸出するために支出しました費用、即ちこの費用と申ししますのは、原価、運賃、諸掛等でありまして、この中に或いは海上保険或いは火災保険、盗難保険等の保険料も含んでおることは当然であります。要するにその費用を仮に百万円といたしまして、そのうち十個は運賃、諸掛、こゝろにその販売期間中に販売をすべき販売価格を一個につきまして十一万円、こゝろに賣るわけであり、十個で百万円であり、一個につきまして十個で百万円というわけであり、これを仮に販売価格を十一万円といたしまして、第十條の三の第二項におきまして「販売価格は、当該貨物に係る同項の費用の額の百分の百五を乗じて得た金額を下つてはならない」ということになつておりました。い、この最低販売価格であつて、百万円以上でなければならぬという規定になつておるのであります。仮に、これは一個十一万円であり、十個で十個で百万円、こゝろに例にいたしたわけであり、従いまして、これは仮に十一万円を十個で百万円とおいても同じであるわけであり、そ

こで販売期間中にこの十個のうち五個が販売できたものと仮定をいたしまして、残りを本邦へ積戻した場合、これが第一の例であります。それからその次には通商産業大臣の承認を得まして、本邦外、いわゆる現地で処分をした場合、即ち予定の販売期間を経過して法律では一応販売期間の満了の日から三カ月以内に積戻すということが原則になつておるわけであり、それが積戻しをせずに本邦外で処分をした場合、これを第二の例といたしまして、それから第三の例といたしましては、通商産業大臣の承認を得ないで、いわゆる現地で処分をした場合、この三つの場合を予想して、支払保険金の額を計算して見ると、その次に掲げておるような事情になるわけでありま

先ず第一の例の場合でございますが、五個が販売できたのであります。残りの五個を本邦へ積戻しまして、一個七万円を処分した場合は、販売期間中に売れた五個は、仮にこれが十万円を売れておりました、計算上この販売価格で売れたものとすという規定になつております。で、十一万円掛ける五個、これを先ず百万円から引き、それからあとの五個を本邦へ持つて帰りまして七万円を売つたのでございます。従つて七万円掛ける五個から、その五個分について積戻しをして売るまでに要したといういふ運賃、諸掛等の費用を仮に一個一万円と仮定して四個で五万円であり、五十五万円を引いたものから更に三十五万円を引き、それにいわゆる五万円

を加えると申しますか、そうして得たその残りが十五万円ということになるわけであり、そこで支払保険金の額は十五万円掛ける百分の八十、即ち十二万円、こゝろに例にいたしたわけであり、百分の八十というのは第十條の四に規定をしていられるのでござい

第二の例としまして、その残りの五個を通商産業大臣の承認を得て本邦外で一個八万円を売つた場合でございます。百万円からやはり販売期間中に売れた五個の分、即ち五十五万円を引いて、それから一個八万円を引いて、十一万円を売らなければならない、こゝろに例にいたしたわけであり、こゝろに例にいたした四万円引いた残りが五万円ということになります。そこで支払保険金の額は五万円掛ける百分の八十、四万円といたしまして、その売れ残つた五個を通商産業大臣の承認を得ないで現地で処分をした場合であり、本邦外で処分をする場合は、承認を得ない場合におきましては、処分価格の如何を問はず、いわゆるコストであるこの場合で行きますと、十個が百万円であり、一個十万円を売つたこととみなされるわけであり、そのみならず規定は第十條の四の第二項にさういふ規定を設けておるわけであり、損失額としましては百万円から五十五万円を引き、それから十万円掛ける五万円をいわゆる引くこととあつて、計算上はマイナス五万円ということになります。この場合は輸出者は保険金の計算

上損失がないということになつて、政府からは全然填補をされない、こゝろに例にいたしたわけであり、

委託販売輸出保険の概要は只今御説明申し上げた通りであります。あとこの第五條の五、或いは第五條の六、それから第九條、それから第十四條に殆んど事務的な修正をいたしておるのであります。その大した意味もございませぬので、お尋ねがございましたらお答え申し上げます。

○委員長(中川以良君) それでは御質疑をお願ひします。

○白川一雄君 この法律は輸出を助長する目的のように見えますが、私は非常に大きな危険を含んでおるかの感じがいたすのでございますが、外国との取引は勿論信用の上に立たなければならぬので、まあ我々の体験したことでも一見D・PのほうがD・Aよりはたしかなように思えますけれども、D・Pで向うへ送つたものを受取らないで、銀行等がこれを処分するのを待つて注文したり、競売で買ふというような悪性の外国商人もかなりあるとであります。これで行くと出るときは馬鹿になるように見えますが、又特に日本に滞貨しておるものは出ますけれども、その損失は洪水のようになつて又期間を置いて帰つて来る危険が多分にあるのではないかと感じをいたしますので、運賃かけて取戻すと申しますけれども、非常に金額の多いものは、高いものは或いは運賃かけても取戻すことができませんけれども、例えば陶磁器だとか何とかがいふような金額は安くて非常に嵩の多いようなものはめつたに運賃をかけて向うの倉敷料

まで扱つて取返したら、ただ出してしまつたような危険も多分にあるのじやないかというように感ぜられるので、このA、B、(イ)、(ロ)と例を挙げてありますが、これは非常にノーマルなときのみを挙げておるので、最近新聞で見ましたとすると、生糸のリンク制のために五ドル二十セントのものが四ドル七セントに下つて、その損失は日本ヘリンクで入れた砂糖を国内で高くしてカバーしているというために、アメリカの商人が日本の絹を扱うことをやめようということになつておるといふようなことを新聞で言つておられますが、そうしますと、こういう方法のために不自然に外国で安い品物が入るといふことになる、正常な取引をしていて堅実な外国商社というものが意外の損失を受けて、目先助長のよに見えませんが、日本の輸出貿易の命取りになるような結果を生みはしないかというところをこの法案を見て感ずるのでありますが、それらの点について何か御説明を頂きたいと思いま

す。
○政府委員(松尾泰一郎君) お答え申上げます。今御指摘になりました中で、D・PなりD・Aのものについてお触れになりましたが、D・P、D・Aのほうは実は昨年八月に御決議を頂きましたこの保険法の改正を以ちまして、いわゆる輸出代金保険というところで処理しておるわけでございませぬ。今回のこの改正におきまして、いわゆる委託販売輸出というのをカバーせんとしておるのでありますが、只今御指摘のような、例えば正常取引を阻害するのではないかと御懸念の点であります。我々も一応御尤もに存

ずるわけでありませんが、この法案を仔細に御検討願いますればわかりますように、この販売価格、或いは販売期間についての規定なり、或いは現地でこの販売期間内に処分をいたしまして、幾ら勝手な処分をしてもこの保険契約におきましては、予定の販売価格で売つたものとみなすというふうな規定もありませんし、又販売期間内に売れなかつたものにつきましては、要するに積戻すか、現地で承認を受けて処分をするか、こういうことになるわけでありませぬ。まあいざ勝手なことができないようになつておるわけでありまして、従いましてこれを濫用いたしまして、正常貿易を阻害するようになつておるのではないかと、この配慮をいたしておるのであります。これはこの法案の提案理由のときに御説明されたことなのでありますが、最近の輸出に關する国際競争は漸次激化をして來まして、外国もこういう委託販売ということに相当やつております以上、日本側も業界の要望も非常に熾烈でありますので、こういう委託販売というものをやりまして、お互いの競争場裡に立向わなければいかんというふうな見地からその保険制度を設けんとしておるわけでありまして、従いましてこの保険を實施した場合におけるいろいろ起つて参ります今御指摘されたいような点につきましては、我々大體いろいろの各条項で防止ができるのではないかと、まあ当該の輸出者が損を覚悟でむちやをやられるということでありませぬれば、これは保険につけようと思つたものとそれはあり得ることでありませぬが、この保険を利用してさういふダン

ピング等のことができないように、この第十条の四なり、或いは十条の三の販売価格の指定というふうなことで配慮をいたしておるつもりでありまして、まあどつちかという条件が少しきつ過ぎるのではないかと、これを我々は恐れておつたくらいでありまして、まあ何分現地で行われる行為でありますんで、非常に的確に日本内地からそれを把握することが困難でございまして、どちらかという心配をし過ぎたような規定を設けておるわけでありませぬ。従いまして今御指摘のような、これを濫用することによつて正常取引を阻害する虞れというもの、まあ我々としてはないのではないかと、どちらかというところ、少し縛り過ぎておるような懸念があるのじやないかという心配をいたしましたので、まあこういう新しい保険制度の最初でありますので、我々としてはやや嚴格に過ぎるような規定でスタートをして、漸次実情を見て改善して行くほうがよくなかろうかというように考へておる次第でございませぬ。

○白川一雄君 D・A、D・Pの点を申上げましたのは、外国商社にさういふような悪性の商社が相当あるという例に申上げたのでありますが、販売期間内に売りましたものは十一万円と計算いたしますが、期間外のものは、ここに(ロ)の例では八万円ということになつておりますが、果して八万円に売れるかどうか大きな問題があると思つておりますが、仮に八万円に売れたとすると十一万円のもの八万円になつておるのでございませぬから、正常な取引に對しましては安い品物が向うの市場にあるという事柄のために、あとの輸出に非常に支障を来たすという事柄は事ではないか。こういうふうなことを申上げておられます。先ほど陶器の例を申上げましたが、ああいうように、全体の価格に相当しまして運賃の非常に高いようなものは、これを取戻すよりも戻さないほうが得たというふうなことになる例が相当あると思つておるのですが、大體取戻すというものは、全体の価格と運賃との比例がどのくらいのところか、限度において考へられておるのかというところも承つておきたいと思つておる。

○政府委員(松尾泰一郎君) この設例の第二の、一個八万円を処分した場合でございませぬが、これは勿論通産大臣が承認をして、八万円を処分してよろしいというふうな承認をする場合でございませぬが、その承認の基準をいたしましては、或いは現地のことでありますので實際は売れてしまつておるものを、まだ売残つておるのだというふうなことを言われる懸念もございませぬので、先ず第一の条件としては、売残つた貨物は現実に受託者の手許に存在しているか否か、勿論存在をしておるけれども、勿論存在をしておるけれども、それを認めなければならぬのであります。それを認めましたら、それから次に本邦に積戻しの費用、或いは本邦に積戻して後の輸送処分価格の点から見まして、今御指摘ありましたように、非常に費用が多かり過ぎ、そして持つて帰つても余りい値で売れないといふふうな場合、それから第三には、今先ほど御指摘がありましたような、同種の商品との競争關係と申しますか、ダンピングになる懸念があるかないか、懸念がない場合というふうなこ

の百分の八十というふうなことにいたしてありますし、それから現実の貨物が向うに存在するか否かという問題につきまは、在外公館のあるところならば、在外公館にも立会せ、又いろいろこういふ商品の何と申しますか、存在を確認したすような、いわゆる俗に言へばコントラの信用ある海外商社もおりますので、そういう点を、そういうふうなものを利用して売残り貨物が確保にあるかどうかというふうな確認も十分にまあできるのではないかと、いふに考えています。わけでありまして、なお売残ったものなり、或いは売れたものの代金の回収をしないで、向うへいっば外資を逃避するといふか、そういう懸念であります。これは一々保険契約を政府がそれぞれに契約をいたすわけでありまして、又標準外決済の許可もいたすわけでありまして、従つてその商社別の把握というものは比較的容易ではなからうかといふに考えるわけでありまして、従いましてそれらのものが資金の還元もいたさない、保険のほうもつけておきながらどうなつていくかわからぬといふふうなことは、現実問題としては、事後チェック等によつて完全に防止できるのではないかと、いふに考えています。一応我々も今御指摘のような保険の点も考えたのでありますが、事後チェックを厳重にやることによつてそれらの点は防げるのではないかと、いふに考えています。

○白川一雄君 御説明でよくわかりましたが、私は、この厳重にやるという点が、どの点に、現実の問題としてやれるかということが非常に大きな問題で、従来の例から見ますと、事志と違つた結果を生むことが非常に多いのが実例じやないか。なか／＼無数にある貿易商が海外の商社と結んでやる事柄を当局が厳重にと申しまして、言葉上は厳重に行きますけれども、実際問題はなか／＼容易ではあるまいといふ懸念を致して私の質問は終わります。

○三輪貞治君 保険でありますから一般的に申しまして事故の将来における発生率というものを基準にしてこれは考えられておると思うのであります。又今日頂きました予算案の中にも輸出保険特別会計予算額明細書が載つております、その中には恐らく委託の場合も含まれておるのでありますから、恐らくその事故率といふものを一応想定されていると思ひますからそれを一つお知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(松尾泰一郎君) こういう新種保険でございますので、保険料率の算定の根拠といふものは正直のところ非常にむづかしいのでございまして、一応こういふふうな考へておるわけでございます。昨年の一月から十二月までの委託販売輸出の実績が五十三億五千八百ドルであります、この間に損失の発生をいたしましたものが二十五億、それらにつきまして委託販売輸出保険の損失計算方法によつていわれる一方に算出をいたしまして、その損失額が一億二千八百ドルと、その損失率が一億二千八百ドルといふことなるのであります。従いまして委託販売輸出契約額に對します損失額の比率が四・八％になるのであります。併しながら事故の発生したものはすべてフイリピン向けのものでありまして、而もそれはフイリピン政府

による何と申しますか補償、それからこのフイリピン国の法令の改正で不可能となつたための非常事故によるものであるわけでありまして、昨年度の実績におきましてフイリピン向けの委託販売輸出が非常に大きかつたことなり、或いはこの保険の運営に當つて海外の受託者の信用状態を調査いたしまして引受けるというふうなことをかこれ勘案をいたしまして、先ほど申した比率の実績を修正いたしまして、正當の場合の損失率をその十分の一、即ち〇・四八％と一応想定をいたしたのであります。従いまして委託販売輸出契約金額に對しましてその金額百円に對しまして一億五千銭程度の保険料といふふうに一応なると考へておるのであります。

○三輪貞治君 昨年の事故率の四・八％を修正して〇・四八％と想定したと言われるのであります、その場合これは昨年委託販売輸出保険制度が実施されない場合の例でありまして、このたびこの法律の改正によりまして、委託販売輸出保険制度が実施されれば恐らくこれは委託販売が件数が増加するのではないか、又保険制度のない場合よりも事故の発生が、先ほどの白川さんの御質問でもありました、増大する虞れもあるのではないか、そういうこともよく御勘案の上で修正された比率でありますかどうか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 実は先ほど申しましたフイリピン政府の、何と申しますか、補償に関する法令を急遽撤廃をいたしてしまいました、がために昨年度こういふ損失が出たのであります、が、昨年度フイリピンにおきまして博覧会を開催をいたしました。それに対し

て相当各国からも出品をし、日本からも出品をいたしたのであります。その場合にその出品物について、その売残りたものについての補償をするといふふうな約束になつておつたのであります。ところが急遽出品物が出揃うてから向うでそういう補償令といふふうなものを出してしまつたといふふうなこと、思はざる突然の事故のため、この先ほど申しました四・八％といふふうな率が出たのであります。そこでこれを平年ペースに直して考へるといふことは非常にむづかしいのでございまして、まあその約十分の一程度といふくらいに見てスタートすべきではないかといふことなんであります。最近いろいろ受託者の信用状態の調査もジェットロ等の機関を使用しまして、漸次整備をして参つておりますので、一応そういう想定をしたのであります。これは実際問題として科学的に算定をすることは正直のところ非常に困難でございまして、一応この辺のところでもスタートして暫らく実績を見たい、こゝろで考へ方でございます。

○三輪貞治君 尤もこの特別会計予算には相当額の予備費も含まれていてございまして、それで運営はできるといふふうな考へ、先ほど白川さんも御心配になつておりましたが、こゝろの御制度になりますと、外国の受託者が販賣に對して熱心にならなくてもいいといふような不安な気持になりはしないかといふことを非常に大きく私は懸念されるのですが、そういう懸念はありませぬか。又それを監督するといふか、査察する何らかの機構なりを考へておられますか。

の点につきましては、先ほどもお答え申上げましたように、もと／＼政府の填補率が八割でございまして、仮に安易な気持でやつたといふふうな場合には、二割はまる／＼業者の損になるわけでありまして、又現地で販売価格といふものを一応きめて行くわけでありまして、勝手な価格で売つたといふふうになりまして、政府側としてはその予定の販売価格で売つた、こゝろの先ほど申した計算をいたしました、又売残つたものにつきましても、先ほど申上げておりました、むちやな処分と申します。承認を得ないで、要するに現地で販売期間経過後に売つたといふふうな場合は一応コストで売つた、こゝろの先ほど一応想定をいたしたので、結局政府としては一銭も損失補償しないといふふうなことになるわけでありまして、輸出をする面から見れば金額政府で危険負担しておるわけではございませんので、それらの点は十分研究も、現地のいづゆる受託者の信用調査等もすることは当然ではないかといふふうな前提に立つておるわけでありまして、又そうでなければ非常な思はざる損失を招きまして、それに対して政府としても損失補償をしないといふふうな建前になつておるので、まあ安易な気持ではやれないのではないかと、いふに考へております。

○三輪貞治君 次に第十條の三の二項に、前項の販賣価格は、当該貨物に係る同項の費用の額に百分の百五を乗じて得た金額を下つてはならない。即ち販売価格はコストの百分の百五以下ではないかといふふうに百分の百五

というものをきめられているのです。これはどういう理由で百分の百五という数字が出て来たのですか。

○政府委員(松尾泰一) まあ百分の五だけいわゆる費用に加算したものを販売価格と見たわけでありまして、いわゆる予想利益と申しますか、そういうものを百分の五と判断をしたというわけなのであります。これはこの百分の五の予想利益という点につきましては、我々も現実の商売から見ますと、少し有利過ぎると申しますか、現実の輸出取引となると実はもう少し予想利益というものは少ないのであります。まあそこでこれを例えれば百分の三がいいか百分の五がいいかというようないろ／＼な議論もあつたのであります。先ほど来申しておりますように、要するに現地でやる仕事でございますので、この保険制度を濫用されると申しますか、濫用されることを絶対に防ぎたいということでありまして、従つて先ほど来い／＼諸先生方からもお話がおりますような売行き不振のよ

うな商品を強いて保険につけて向うに押出して、そしてうまく売れなかつた場合に政府に損失をおつかふせるといふようなことなからしめるように、まあ五分程度の利益をとらなければならぬというふうに一応したわけでありまして、確かに現実の利益から見ましてちよつと良過ぎるようには考へるのではありませんが、今申上げますように、保険制度の健全な運営、新しい保険を輸出業者が悪用しないようにという配慮から若干現実の予想利益よりもまあ少し、心持高い目にして百分の五といふふうなきめられたわけでありまして。

○西田隆男 ちよつとお聞きします

が、こういう制度を設けたということによつて大体日本の輸出の総量がどんな状態になるお見通しですか。

○政府委員(松尾泰一) この第一条の二の第五項の五におきまして、この委託販売輸出保険の保険金の総額をきめられておるのであります。契約限度といたしまして予算総則には一億六億円ということになつておるのであります。で、契約限度は六億円でござい

ますが、それから類推しますと大体八億五千万円ぐらいな委託販売輸出があるのではないかと申すのであります。いたしておるわけでありまして、それにしまして、ドルに直しますとそう大きな金額ではございませんで、この十九年度の輸出は先般国際収支の表を大臣からも御説明されたことと思ひますが、その中では十三億七千万ドル程になつております。その十三億七千万ドルのうち二億五千万ドル程の二十八年年度の、昨年の実績を申上げましたが、これは五十八万ドル程でございまして、今度この保険によりまして相当伸びるだらうと思ひますが、全体の輸出に占める割合といふものは何分全体の十三、四億に比べますと、そう大した率ではないと思ひます。まあ小さな額ではございまして、最近業界の要望も非常に強くなりまして、海外からの競争から見ましても、振興、或いは市場開拓上好ましいという観点から金額は少いのでございまして、輸出振興の一助となるというふう

に確信しております。

○西田隆男 大体委託輸出が大分だと想定されておる輸出の品目はどんな

ものですか。○政府委員(松尾泰一) この委託販売輸出保険につきましては品目は別段限定いたしておりませんが、従来のこの委託販売輸出の実績等から見ますと、雑貨とか、或いは綿織物の中の別種類とか、或いは鯨油、それから生糸、或いはお茶、それから一部の機械類等が割に多くこういう制度を利用するのではないかと申すのであります。

○西田隆男 ところで私ちよつと心配になることがあるのですが、お茶とか雑貨とか、綿布の一部分とかいうものは委託輸出もされる、又同じ市場に委託輸出でない輸出がされておる、そういう販売期間内に委託輸出のほうは売れなかつた物は当然これはそこで売るとすれば或る程度値下をして売るといふことが考えられる、そこで日本から輸出する同一地区向けの同じような品質の品物が一つは高い価格で販売され、そのうちの極めて一小部分は安い価格で販売されるということによつて日本からの輸出の相手方の市場ですすね、日本商品の価格の下落を来たす虞れはないであらうか。これは私は多少あると思ひますが、そういう方面に對してどういふふうにお考えになつて

おりますか。○政府委員(松尾泰一) 御指摘の点は御尤もでありまして、先ほど来申しておりますように、この委託販売輸出保険の結果、いわゆるこの正常輸出貿易を阻害するということにならないよう配慮をすることがこの保険制度を設けた趣旨から申しまして、当然のことなであります。従いまして、今御指摘のような、この例えば或る特

定市場に對しまして、或るAならAという商品がかなりもうどん／＼出て行つておると、それにもかかわらず或る商社はその地域に對しまして同一商品委託販売をするためにこの保険を申込んで来た場合どうするかという問題であるかと思ひます。これは制度といたしまして政府が保険を売

の恰好になりまして、いわゆるばりマージナル・ベースでやるのが当然ではございまして、先ほど来申しておりますように、正常輸出を阻害しないという配慮を強く考へておりますので、今御指摘のような場合には保険を引受けないということもいざ契約自由の原則から申しても可能ではないのではないかと申すのであります。で、まあ原則といたしまして余り好き嫌いをするというところは誠に慎まなければならぬところでございまして、今御指摘のような場合には、正常貿易を阻害するというふうな懸念の持たれます場合はその当該地域について、その当該商品の保険引受けを見合せるというふうな運営も併せていたさなければならぬかというふうにお考えを申す。

○西田隆男 今のあなたの御説明を聞いておると、委託輸出をする場所は新しい市場の開拓というか、或いは現在一般的に貿易の行われていないようなところに対してのみ適用されることとが非常に強く考えられるが、そういうお考え方ですか。

○政府委員(松尾泰一) 新市場な

り、又新市場でなくともいわゆる新規の商品について一番制度を適用することとが望ましいのはあります。が、既存の市場といひましても海外との競争

上正常貿易を阻害しないという場合にはかなりこの保険制度を適用する場合は多からうと考へておるわけでありまして。例えば、一例は最近の例でもアメリカに、綿布といひますとまあいろいろ種類がありますが、特殊の規格の綿布につきましてはこれまで全然出ていない、或いは出ておつてもそれは非常に微々たるものであるといふふうな場合はも予想できるわけでありまして、で又例えれば雑貨にいたしまして、或るほどその当該市場には或るブランドの雑貨は出ておるが、又新しいブランドの雑貨が戦前にはかなり出ておつたので、今余り出てないといふふうな場合にその当該業者が一つ委託販売といふふうなことで販路を拡張しようといふふうな申入がある場合も予想できると申すのであります。従いましてこの原則としては新市場なり、或いは新市場でなくともその商品についての新市場、いわゆる新規商品と申しますか、そういうふうな場合もありまして、又商品の中でも特殊の規格、特殊の品質のものの場合も予想されましよう、又戦前に非常に販売網を持つておつたところがそれが回復されて行くといふふうな場合も予想されるのじやないかと思ひますが、要は正常な貿易を阻害しないという配慮で判断をいたしたい。現実にはなか／＼その判断のつけにくいといふふうな場合もあるかと思ひますが、最近輸出組合等も漸次育成され強化して参つておりますので、そういう判断に迷うようなときにはその当該組合と相談をいたすといふこともできますので、まあその辺のところは運用で万遺憾なきを期しても

らわなければならぬのではないかと

ふりに考えておられます。

○西田隆男君 あなたの説明を聞いておると、これも皆やられるように結局同じになるのですが、僅か年間に二百五十万ドルくらいの輸出なんですから一般貿易を阻害するようなところにはもうやらないと、新しい市場を開拓するか、或いは新しい品物をやるような場合に委託販売をやるとか何とか根本的な方針をおきめにならないと、一般貿易を阻害しないようにするとおっしゃつても、一般に同じ綿布なら綿布が行つておる、極めて一小部分のものを持つて行つたつて、そんなものは必要のないくらい行つておると、一般貿易の行われておるところでは年間二百五十万ドルですから月割にしたら極めて僅少のものです。ですから委託販売を出すことは普通の貿易を阻害するようなことはあつても、助長せられることはないと思われ、従つて委託販売を出すには新しい市場の開拓というような観点からされれば、これも意味もあると思ふのですが、それをあなたの今の説明を聞いておると悪いようないような、いいような悪いような、結局同じようなことになつたのですが、結局どういふような基本的な考えでこれを保険をされようというのですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) この条項を仔細に御検討願いますればおわかりになるのではないかと思ひますが、この委託販売輸出保険というものが非常に濫用される、悪用する、或いはこれがダンピングの基になるといふような前提であるならば、今御指摘のような懸念もあるわけなんです、我々はこ

の条項を通覧いたしましたしてですね、まあ非常にやかましい先ほど来御指摘がありましたような費用の、例えば百分の百五の金額で販売価格をとめなければいかんとか、或いはその八割程度しか損失は填補しないとか、或いは原則としてもう販売期間内に売らなければ積戻す、積戻さなければいかん、或いは現地で積戻さずに処分させるにはかかかくだ、いろいろその防止の条項とあります。従つていましていやくもこの条項通りに実施して行つた場合には、そういうまあダンピングの懸念というものはまあないのではないかと、いまして原則的には正常貿易の阻害とておられる方が、万一そういうふうな事態の手懸されるような場合には、私先ほど申しましたような配慮で、以て契約の申込を受けたような配慮で、以て、まあその新市場なり、新規商品に対して原則として適用することはまあ当然であります。併し新市場なり、新規商品なりに限定するといふものもなかなかいり／＼な事例に当りますと、そういう切れるわけにも、実は行きませんので、まあ甚だ不明確なお答えを申して、恐縮ではありましたが、まあ努めて正常貿易を阻害しないといふ線から、そういう新市場、新規商品以外のもは判断をいたしたいといふふうにお断りしておるわけでありませう。

○西田隆男君 私は必ずしもダンピングするだろつたといふことでお尋ねしているのではないのです。仮にお茶とか生糸といふような日本の代表的な商

品が或るAという地区に入つて行く、それで以ていわゆる委託販売で僅かなお茶とか絹とかいふようなものを持つて行つたが売れなかつた、これは受託者が悪い場合もあり得るでしょう。売れなかつた、そうした場合現地でこれを傾段をダンピングする、一割下げるとか、一割五分下げて売つたという事実が一回で済めばいいが何回も重なつて行くと通常貿易のお茶の価格に對して影響を及ぼす虞れが考えられる。だからそういう方面に持つて行くことは価格の調子は少くとも、日本から送り出す全商品に對して影響を非常に及ぼすといふ見方でものを見なければならぬ。従つて年間二百五十万ドルのものであれば、新しい市場に持つて行つたほうがいいのじやないか、こういうことを私は申し上げる。なせ申し上げるかといふ、新市場を開拓するたに持つて行く商品であるすれば、これはここに出ているような計數で試算されていゝものは一応考えられる。半分売れても半分売れなかつた、だからあと半分だけは売れなかつたから結局三割、四割下げて売らなければならぬといふような事態が起きて来る危険性が非常に強いわけですね。そういうために、委託輸出の保険制度を創設するといふのなら、これは意味が通るが、あなたがおっしゃるやうに商品が行つて實際多少の圧迫にもならない、それはダンピングでもないのだといふことでは、日本の二十億ドルの輸出をやつておるのに対して、二百五十万ドルの特異な立法をすることもまあ邪魔にはならぬでしょう、邪魔にはならぬが、併し邪魔にはならぬといふこと、多少業者が保険でもつたといふので油

断をすることは、相殺するやうなもので大した必要性は感じない、そういう観点から今あなたにお尋ねしておつたのです。だから通産省としても必ずしも新市場だけではないけれども、厳密な規定を設ける必要はないけれども、保険をされる場合にはまあそういう考え方を補足してやられたほうが無難ではないか、こういうふうな考え方なんです。別にもう答弁は要りません。大体あなたの答弁は大分聞いたから要りませんけれども、でないと保険の意味がないと思ふ。

○三輪貞治君 第十條の二の二項の「当該貨物の輸出及び販売のために支出した費用を回収することができないことにより受ける損失」であります。が、この回収することができない場合はどういふことを考へておられるか。いろいろあると思ふのですが、ね、あらゆる場合にそれは保険の対象になるのですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 先ほどの設例で申しましたやうに例の場合では内地へ五個の売残りの物を持つて帰りまして、七万円に売つた、でそれについて費用が一万円要つた、従つて純粋には六万円しか手取がなかつたといふことになるわけでございます。でコストは要するに十万円でございます。その差が回収することができないことによつて受ける損失といふことになるわけでありませう。(四)の場合におきましては……(四)の場合におきましては要するに承認を受けるのであります。現地で十万円の物を八万円売つたといふ場合、その差額はこれ又いづれも回収することができないことによつて受ける損失といふことにな

るわけでありませう。○三輪貞治君 そういう場合のほかに実際に受託者が売つた、売つたが先ほどの白川さんの御懸念もあつたやうにその売つた代金を払わなかつたやうな場合もあり得る。七万円に売ればその損失はこの勘定です。七万円の場合も出る。併し実際に何ぼで売つたか、その代金を受託者が払わない場合もやはりこの「回収することができない」場合に入ると思ふのですが、これはどうですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) この何といふか、売れましても向うの受託者がこちらに金を送つて来ない場合、或いは向うで火災なり盗難で以て物がなくなつたことによつて起る損失といふものも勿論考へられるわけでありませう。が、それは併しこの輸出販売保険の対象にすることは不適当であらうといふことでそれは除いておるわけでありませう。火災なり盗難、或いは海上での危険といふことになれば、それ／＼海上保険なり火災保険なり盗難保険でカバーさるべきものであります。それらの保険料はいわゆる支出上費用の中に諸掛として当然含まれて来るわけでありませう。そういう貨物上の責任はそれ／＼の輸出業者なり、或いは委託者側で当然いたすべき注意でございます。で、それらは保険の対象から除くことは当然であるといふふうにお断りしておきます。

なお要するにこの委託販売保険といふものはもと／＼が信任関係、現地の受託者との信任関係において発生するものでありますので、売つても金を払つて来ないといふのは委託販売保険の対象とすべきではないのでありませう。

て、売れなかつた場合、或いはその損の行つた場合にのみ保険するのが本当の保険の対象にすべきではないかと思ふのであります。従ひましてこの現地の受託者が売れた金を使い込んでしまつたといふ場合でも保険をするといふことになりまふと、実際問題として、非常に保険の範囲も廣くなりまふし、又何分現地での事務でございませうので、それらのデネツクが実際問題として不可能でございませうので、又そこまでするやうなことは非常な悪用なり濫用の危険も起りますので、それらはその当該業者がそれ／＼十分の注意をいたしてやるべき事柄といふふうにかつて、この保険の対象から除外をいたしてやるわけでありませう。

○三輪貞治君 いや、これは何もそういう場合でも保険でやれといふことを言つておるわけではないのですが、それが含まれないといふことがわかればいいんです。併しながら一番大切なことは保険の契約のときはつきり示されていなく、保険の契約には勿論明記されるわけですね。こういう場合に保険には入らないといふことは明記されるわけですね。

○政府委員(松尾泰一郎君) はい。
○白川一雄君 一昨日の東京新聞に、論説で名前を明記して、生糸のことで砂糖とリンク制をやつたために非常に支障を来たし迷惑しておるといふ悲憤慷慨をした記事が載つておりました。あれも貿易を伸張するといふ御氣持でやつたものが、若しあの通りの論説とすれば、事志と当局は非常に違つたのではないかと思ふのですが、これも同じようなことはなるのではないかと懸念があるのございませう。

が、あの絹の問題のことにつきましてちよつと御説明願ひたいと思ひます。
○政府委員(松尾泰一郎君) 生糸の輸出と、それから砂糖の輸入のリンクの問題でございませう。ちよつと御説明を申上げたいと思ひます。実は二十八年度の繭が例の桑の凍害と申しますか、それと冷害によりまして桑の出来工合が非常に悪かつたといふことで二十八年度の繭の生産高が一昨年と比べて大體一割増産を見込んでおつたのが逆に一割減産といふふうなことは実はなつたのでございませう。従ひまして繭の価格も高くなりまふし、生糸の価格も非常に高くなつて参つたわけでございます。御存じのように生糸の最高価格は二十四万円何がしでございませう。御存じの通り、それが高くなつたのでございませうが、実際問題といたしましては、その助行がむづかしいといふことで最高二十八万円といふふうな価格が上つて行つたわけでありませう。従ひまして日本の生糸価格の上昇に連れまして、海外の糸価も五ドル前後から……まあアメリカの機屋の見解は四ドル八十くらいを、他の化学繊維との競争の関係から見て生糸の適正価格と申しておるようでありませうが、五ドル前後から漸次上りまして五ドル三十セントくらいまで上つて行つたように承知をいたしておるわけでありませう。ところが内地の価格はどうしてもその価格では輸出できない。生糸の価格は非常に減産の結果上りましたので輸出できないといふことになりまして、その結果どういふことになつたかと申しますと、いわゆる三角貿易と申しまして、或いはブラジルとか或いはフィンランド、スエーデン等のいわゆるオープン・アカウン

ト協定を結んでおります諸国を通しまして生糸がニューヨークにまあ大抵原則としてニューヨークであります。入つて行くといふふうなことになる。して、いわゆる直接にアメリカへ出ますればアメリカドルが日本の収入になるべきものが、三角貿易でありますので、決済としてはブラジルへの輸出、或いはオランダ、スエーデン、フィンランドへの輸出といふふうなことに化けて行つて、荷物が出て行つたわけでありませう。これも現実の問題として取締ればいいじやないかといふ御意見もあるうかと思ひますが、実際問題として非常に困難でもありませう。又アメリカ現地の相場から見ても内地の相場が割高でありまして、逆立ちしても出ない、輸出できないといふ場合に、三角貿易までもとめるといふことは、どういふようなものだらうかといふことで、実際問題として取締も非常に困難でありませう。従ひまして、その助行がむづかしいといふことで、最高二十八万円といふふうな価格が上つて行つたわけでありませう。従ひまして日本の生糸価格の上昇に連れまして、海外の糸価も五ドル前後から……まあアメリカの機屋の見解は四ドル八十くらいを、他の化学繊維との競争の関係から見て生糸の適正価格と申しておるようでありませうが、五ドル前後から漸次上りまして五ドル三十セントくらいまで上つて行つたように承知をいたしておるわけでありませう。ところが内地の価格はどうしてもその価格では輸出できない。生糸の価格は非常に減産の結果上りましたので輸出できないといふことになりまして、その結果どういふことになつたかと申しますと、いわゆる三角貿易と申しまして、或いはブラジルとか或いはフィンランド、スエーデン等のいわゆるオープン・アカウン

ト協定を結んでおります諸国を通しまして生糸がニューヨークにまあ大抵原則としてニューヨークであります。入つて行くといふふうなことになる。して、いわゆる直接にアメリカへ出まればアメリカドルが日本の収入になるべきものが、三角貿易でありますので、決済としてはブラジルへの輸出、或いはオランダ、スエーデン、フィンランドへの輸出といふふうなことに化けて行つて、荷物が出て行つたわけでありませう。これも現実の問題として取締ればいいじやないかといふ御意見もあるうかと思ひますが、実際問題として非常に困難でもありませう。又アメリカ現地の相場から見ても内地の相場が割高でありまして、逆立ちしても出ない、輸出できないといふ場合に、三角貿易までもとめるといふことは、どういふようなものだらうかといふことで、実際問題として取締も非常に困難でありませう。従ひまして、その助行がむづかしいといふことで、最高二十八万円といふふうな価格が上つて行つたわけでありませう。従ひまして日本の生糸価格の上昇に連れまして、海外の糸価も五ドル前後から……まあアメリカの機屋の見解は四ドル八十くらいを、他の化学繊維との競争の関係から見て生糸の適正価格と申しておるようでありませうが、五ドル前後から漸次上りまして五ドル三十セントくらいまで上つて行つたように承知をいたしておるわけでありませう。ところが内地の価格はどうしてもその価格では輸出できない。生糸の価格は非常に減産の結果上りましたので輸出できないといふことになりまして、その結果どういふことになつたかと申しますと、いわゆる三角貿易と申しまして、或いはブラジルとか或いはフィンランド、スエーデン等のいわゆるオープン・アカウン

ト協定を結んでおります諸国を通しまして生糸がニューヨークにまあ大抵原則としてニューヨークであります。入つて行くといふふうなことになる。して、いわゆる直接にアメリカへ出まればアメリカドルが日本の収入になるべきものが、三角貿易でありますので、決済としてはブラジルへの輸出、或いはオランダ、スエーデン、フィンランドへの輸出といふふうなことに化けて行つて、荷物が出て行つたわけでありませう。これも現実の問題として取締ればいいじやないかといふ御意見もあるうかと思ひますが、実際問題として非常に困難でもありませう。又アメリカ現地の相場から見ても内地の相場が割高でありまして、逆立ちしても出ない、輸出できないといふ場合に、三角貿易までもとめるといふことは、どういふようなものだらうかといふことで、実際問題として取締も非常に困難でありませう。従ひまして、その助行がむづかしいといふことで、最高二十八万円といふふうな価格が上つて行つたわけでありませう。従ひまして日本の生糸価格の上昇に連れまして、海外の糸価も五ドル前後から……まあアメリカの機屋の見解は四ドル八十くらいを、他の化学繊維との競争の関係から見て生糸の適正価格と申しておるようでありませうが、五ドル前後から漸次上りまして五ドル三十セントくらいまで上つて行つたように承知をいたしておるわけでありませう。ところが内地の価格はどうしてもその価格では輸出できない。生糸の価格は非常に減産の結果上りましたので輸出できないといふことになりまして、その結果どういふことになつたかと申しますと、いわゆる三角貿易と申しまして、或いはブラジルとか或いはフィンランド、スエーデン等のいわゆるオープン・アカウン

でもありますが、まあスエーデンにしましてもフィンランドにしましても、横濱なり神戸の港を出るときはB・L面ではパナマ経由で或いはブラジル、或いはスエーデン、或いはフィンランド向けにちやんとおつておるわけでありませう。税関の取調も何もされないものであります。ところが実際はパナマを経由して行きますと、ニューヨークで仮に陸揚げをいたしまして、そこでB・Lを変更いたしました。実際はアメリカに流れて行く。決済はオープン・アカウント決済をいたしておるというふうな事情であつたわけでありませう。そこでリンク貿易の弊害といふこともいろいろ研究をいたしたのであります。むざむざストリートドルを獲得できるものが日本の価格高のために三角貿易になつて現われて行く。それもその三、角貿易も情報によれば大體六、五割くらいなマージンがついて、それであつたことさぬニューヨークのマージンに上つておるといふふうなことで、そこでどうも放任もならない、併し我々としてはできるだけそういう貿易を本然の姿に戻すべきではなからうか、ストリート輸出を重視すべきではなからうかといふことで、昨年度の繭がそういう天候の異変から来る変動的な情勢でもありますので、ほかの生産工業とは違ひまして今合理化というふうなことを急に言つても養蚕家から繭はすでに製糸家の手許に昨年の秋中にも入つてしまつておるといふふうなこともありませう。結局放任をして置くか、それとも何らかの努力をして、この六月頃、いわゆる今年の新しい繭が出るまで何かの対策を講ずるかといふところを迫られたわけでありませう。

でもありますが、まあスエーデンにしましてもフィンランドにしましても、横濱なり神戸の港を出るときはB・L面ではパナマ経由で或いはブラジル、或いはスエーデン、或いはフィンランド向けにちやんとおつておるわけでありませう。税関の取調も何もされないものであります。ところが実際はパナマを経由して行きますと、ニューヨークで仮に陸揚げをいたしまして、そこでB・Lを変更いたしました。実際はアメリカに流れて行く。決済はオープン・アカウント決済をいたしておるというふうな事情であつたわけでありませう。そこでリンク貿易の弊害といふこともいろいろ研究をいたしたのであります。むざむざストリートドルを獲得できるものが日本の価格高のために三角貿易になつて現われて行く。それもその三、角貿易も情報によれば大體六、五割くらいなマージンがついて、それであつたことさぬニューヨークのマージンに上つておるといふふうなことで、そこでどうも放任もならない、併し我々としてはできるだけそういう貿易を本然の姿に戻すべきではなからうか、ストリート輸出を重視すべきではなからうかといふことで、昨年度の繭がそういう天候の異変から来る変動的な情勢でもありますので、ほかの生産工業とは違ひまして今合理化というふうなことを急に言つても養蚕家から繭はすでに製糸家の手許に昨年の秋中にも入つてしまつておるといふふうなこともありませう。結局放任をして置くか、それとも何らかの努力をして、この六月頃、いわゆる今年の新しい繭が出るまで何かの対策を講ずるかといふところを迫られたわけでありませう。

すが、まあ放任をするのに忍びないといふことで農林当局の強い要請もありまして、平均生糸一俵に對しまして一、二七トンの砂糖をリンクするといふふうな決定をいたして実施をしたのであります。それでその当時一俵對砂糖一・二七トンの比率を計算しますと、これは、砂糖一トンについて大體三十ドルの価格差が見込めるといふ前提に立ちましたのと、生糸の価格を二十六万七、八千円というコストをベースにして考えたのであります。そうしてその差額出血分の三分の二を補償する、三分の一は製糸家なり輸出業者でかぶるべきだといふふうな原則で今申しますような数字の集計をいたしたのであります。ところがその後率直に申しますと、繊維消費の行方と申しますか、といふようなものはつきりしたため、生糸の価格もやや内地の価格が下落して、実際問題として二十七万円或いは二十八万円に近かつたものが少し、三十万円から多い場合は四、五千円方下つて来たといふことと、それから砂糖の価格がトソ三十三ドルの蓋益を見込んでおりましたが、これが五、六十ドル、六十ドルの蓋益が出るといふふうになつて来たがために、今御指摘になるような何と申しませうか、ダンピングといふふうな事態が起つて来たのであります。で我々もこの相場といふものが常時変動をいたしておりますので、そういう懸念も持たれましたので、フロア・ブライスといふものを区切りまして、たしか標準物につぎまして五ドル十二セントと覚えておりますが、その程度でフロア・ブライスを作りまして、大體輸出業者は全部生糸輸出組合に加盟をいたしてお

すが、まあ放任をするのに忍びないといふことで農林当局の強い要請もありまして、平均生糸一俵に對しまして一、二七トンの砂糖をリンクするといふふうな決定をいたして実施をしたのであります。それでその当時一俵對砂糖一・二七トンの比率を計算しますと、これは、砂糖一トンについて大體三十ドルの価格差が見込めるといふ前提に立ちましたのと、生糸の価格を二十六万七、八千円というコストをベースにして考えたのであります。そうしてその差額出血分の三分の二を補償する、三分の一は製糸家なり輸出業者でかぶるべきだといふふうな原則で今申しますような数字の集計をいたしたのであります。ところがその後率直に申しますと、繊維消費の行方と申しますか、といふようなものはつきりしたため、生糸の価格もやや内地の価格が下落して、実際問題として二十七万円或いは二十八万円に近かつたものが少し、三十万円から多い場合は四、五千円方下つて来たといふことと、それから砂糖の価格がトソ三十三ドルの蓋益を見込んでおりましたが、これが五、六十ドル、六十ドルの蓋益が出るといふふうになつて来たがために、今御指摘になるような何と申しませうか、ダンピングといふふうな事態が起つて来たのであります。で我々もこの相場といふものが常時変動をいたしておりますので、そういう懸念も持たれましたので、フロア・ブライスといふものを区切りまして、たしか標準物につぎまして五ドル十二セントと覚えておりますが、その程度でフロア・ブライスを作りまして、大體輸出業者は全部生糸輸出組合に加盟をいたしてお

りますので、この組合を通しまして輸出業者に厳重な注意をするようにしておつたのでありますが、何分差益が予想よりも多く発表し過ぎたということ、実際問題として非常に遺憾ではございますが、フロア・プライスを切つたような取引が行われたことは事実なんでしょう。ところが現実のL・Cの開設の場合、或いはB・L面を見ますと、ちやんとフロア・プライス以上で取引をしたということに実はなつておるのでありますが、ところが裏面におきましていわゆるリベートと申しますか、キツク・バックというか、そういう方向で現実が起つたといふふうなことであります。そこで急遽数日前に暫らくこの最近の情勢を再検討するためにリンク割の受付を停止して、目下その対策を考えているのであります。結果といたしまして、そういふ五ドル二、三十セントくらいのものが五ドルを切つたということは事実なんです。もと／＼向うの機屋の要請としては大体四ドル七、八十ということを目標にして向うは主張をいたしておるのであります。大体それにはまあ近いものはなつたわけでありまして、併し我々もいたしまして、六月以降の新編につきまして果してその程度に下るからんかわかりませんので、まあ五ドル二、三十くらいで行つたものならば五ドル二、三十セントでござるだけ維持したいということから、先ほど申しましたようにフロア・プライスが五ドル十二セントと申しますと、大体向うに行きますと二十セント弱加わるわけでありまして、ざつと五ドル三、四十セントくらいに、フロア・プライスをマツチした向

うでの価格ということになるわけでありまして。フロア・プライスをやる場合には、五ドル三十セント程度というものが向うの取引価格になつておりまして、それを標準として我がほうのF・O・Bのフロア・プライスをきめたわけでありまして、今申しましたように五ドル以下に食込んだわけでありまして。併しながらこの制度を発表してから停止いたしますまでの間に実は一月一三月の輸出予定が玉糸も入れまして八千俵という予定であつたのでありますが、契約は九千四、五百俵はできたわけでありまして、実は数日前に一時停止をしましたので、大体現地の相場も今日聞きますと五ドル二十セントくらいに又戻して来ているようでありまして。まあそういうふうな情勢でありまして、まあ我々としてはそういう相場の攪乱があつたといふことは非常に遺憾ではございますが、三角貿易の結果全然とまりまして、アメリカ向けの輸出がともかく八千俵予定しておつたものが九千数百俵できたといふことは、それだけアメリカのドルを獲得したことになりますので、まあそういうフロア・プライスを切つたという弊害もありまして、直輸出をそれだけやつたという功績もこれは認めるべきではなからうかといふふうな考へておるわけでありまして。従いまして爾後のやり方につきましては、今リンク率を引下げることかどうかということについては研究をいたしております。それから申上げるまでもなく、これは昨年度の編についての措置、臨時的な措置でござりまするので、六月以降から新しい編が出てそれが生糸になりまして、輸出をされて参ります頃には

やめるといふことで、一応本年六月末までの積出で以て打切るといふこと、これは最初からそういう方向で進んでおるような次第であります。
○白川一雄君 九千俵ばかり出たといふのは価格はどのくらいでござりますか。
○政府委員(松尾泰一郎君) 先ほど申しますように、フロア・プライスを割るといふことになるというの、まあ何と申しますか、違反問題が起りますので、表面は五ドル十二セントに合つておるわけでございます。従つて名目的には一ポンドこれは五ドル、物の程度によつてかなりの上下がござりますが、標準物で一ポンド五ドル十二セント以上の価格になつておるわけでありまして。それが今申しますように、たしか九千四、五百俵と覚えておられますが、若干数字が違つかも知れませんが、とにかく九千俵以上の輸出ができたわけでありまして。従いましてまだ信用状は参つておりませんが、フロア・プライスに合つた信用状が来ることになつております。従いましてキツク・バックがどういふふうな方法で行われるかといふことになりまして、これは非常にむづかしいのであります。或いは彼らがかつちへ来た場合の滞在費として、彼らのアカウントで円を積立てるものや、或いは支店が向うにある場合には支店が若干という外貨で、或いは代理店で手数料とか何とかが、或いは普通若干持つておるのが普通でござりまするので、そういうものを向うでリベートいたしておるのかその辺のところはちよつとわかりかねるのであります。表面へ出たところは、大蔵省の爲替勘定にはきちつとフロ

ア・プライスに所定の数量を掛けたものが入つて来るということになるわけでありまして。
○白川一雄君 ちよつと新聞の中に書いてありました筋は、五ドル十二セントのものを四ドル七十セントくらいのもので、正常な取引をしておるアメリカの日本生糸業者は先祖代々やつておる仕事だけれども、もう皆信頼できないのだから放棄してしまふといふような状態になつておる、而もリンクして入れた砂糖は日本で非常に高くなつた、結局安くして売つて無理に砂糖で日本の国内でこれを負担してカバールするような恰好になつて、結局正常な取引をする生糸業者を失つてしまふといふことになつておるという筋に私は見たいのでござりますが、大体御説明を聞くと結果は新聞の論説に、まあ権威者の方ですが、書いてあつたこと一致するわけなんです。従つてこの輸出保険法の一部改正ということにつきまして、まあよほど考へて頂かんと、西田さんのお話になつたように、極く一部分の事柄で日本貿易の大きな根幹を揺がすようなことにならないように、十分の御注意を願わんと大変なことになるのじやないかといふことを申上げておきたいと思ひます。
○藤田進君 ここに試算してあるわけですね、填補率が八〇%ということでは十二万円の填補があるわけだといふところが半分も売れなかつたといふことで、恐らくこの法律ができた場合に(向)の方式を業者は今のようにはないでしようか。その結果が今のようにならぬかといふことを申上げておきたいと思ひます。

いう点の御説明を得たいのですが、(向)で行くと十一万円であつたものを、半分残つたわけだから(向)の方式へ積戻さないで現地で六万円であつれば同じことになるでしようね。とん／＼になれば六万円であつればさうすると五四%強ですね。五四・五%で国内に持つて帰つて七万円であつると現地で六万円であつるとは業者としてはとんとんになる。さうなると常識上十一万もするものを、輸出品目は先ほど言われたので、一因において特定の数字以上には必要でない品物は別だが、さうでない今品目を挙げられたものだとすれば、十一万円のもの六万円といふことになれば、恐らくこれは持帰らなくてもいいだろう。こういうふうな考へると、非常にこれは影響が大きいような気がいたすのです。(向)の方法で恐らく値引をして販売される結果にならうと思ふ。これは数字的な面であつたわけですが、どうでしょうかね。
○政府委員(松尾泰一郎君) 先ほど生糸のことにつきましてちよつと香足らずの点があるかと思ひますので、補足させて頂きますと、先般新聞に出ておりましたことは少し私は誇張があるのではないかと、私も現地のシルク・アソシエーションから電報を頂いたわけでありまして、そのどつちが悪いかといふ問題になるわけですね。ところが現地の機屋はあの価格があれだけになつたことについて非常に歓迎をしておるのであります。ところが輸入業者としては自分たちが日本側で砂糖の利益があるからどうだといふことで誘うて、最初彼らが値引要求して来た。或る一社がそ

れに應じたということ、それが皆に蔓延したということであり、要するに彼らがフロア・ブライスのヴァイオリションを日本の業者にやらせたその限りにおいては彼らとしては別段痛くも痒くもないので非常に歓迎をしておいた。ところが彼らが予想した数量よりも以上の数量が入つて来た。まだ現実に入つておりませんが、契約ができたということ、あわててこれでは一つ或いはこれ以下に値が下る虞れがあるということで、予想された数量以上が来ては困るといふ電報なんであり、それで我々としてはやや向うの電報を馬鹿正直に受けた点もあり、もと／＼フロア・ブライスを敵守するというライオンで行つておりましたものが、そのライオン・ブライスを守れなかつたということ、一時停止をした。その結果又価格が五ドル二十セントくらいに戻して行つてい

るわけでありまして、従いましてあながち現地の業者に非常に迷惑を与えたということ、それは一、二の業者にとつてはあり得るかも知れませんが、今の全体の業界の意見としては、現地が余り数量が大きくなり過ぎたといふのであつたといふこと、非常に非難が非常に強く、非常に困つたといふ非難は全然今まで起つておりません。従いまして類推解釈でいろいろ大きく問題が誇張されておりますが、今養蚕業界或いは製糸業界或いは輸出業者にお聞き願えばわかると思ひますが、それほどデスタグイングではなかつた。併し業者としては、彼所から言われたフロア・ブライスを向うから強制されたのであるが、やるようになったのは申訳ない

とは言つておりますが、現地に、いろいろ新聞に言われたような非常な悪影響を及ぼして今後の輸出にどうこうしたといふことは、我々のほうではないといふふうな考へておるわけであり、またちよつとその点を補足させて頂きます。

それから今の設例の何の八万円のこと、幾らで売るかといふことは業者が勝手にきめるということになりますと、確かに今のような懸念もあるわけであり、通産大臣の一応承認を得てその処分価格をきめる、こういうこととありますので、そのときに先ほど申し上げましたように、ダンピングになるかならんかとか或いは正常貿易阻害の点を考えましてきめるわけでございますので、仮に業者がやむに付き売ろうといつたとしても、それは売らさないわけでありまして、原則としては積戻しをするというのを原則にいたしておるわけであり、積戻しは費用が非常にかかるといふ場合においても、承認を受けてその処分価格をきめて行くといふこと、ございまして、まあ、我々のほうも最善を尽くすつもりでございますので、今の御懸念の点は、絶対には保証しかねますが、まあ、できるだけそういうふうな考へております。

場合には、積戻額が十二万円以下。このままで行くと、同じ品物を現地で八万円で売つたということになれば、それは四万円分の積戻額で政府としてはやはり現地でこれを売れということになれば、そうです。併し八万円というものを取上げてあるからですが、保険の積戻額同様に、いずれにしても、持つて帰つても、現地で売つても、十二万円の積戻額だ、こういう場合を見るという、六万円、売価半額くらいで現地で売つても同じことになる、そういう場合にもやはり、そうすると、予算も計上して、貿易政策として政府が売つてはならんといふ、やはり許可をしないにかかつて、いふようです、それが相当問題があるのじやないだらうかと思つておるわけですが、現地で売れるわけですが、これは常識上、十一万円半のものが半額でいふことになれば、なにも持つて帰らなかつたつて業者の手許では損はない。持つて帰つても、現地で売つても、同じことだ。こういう場合では、これは六万円は丁度限界点ですが、八万円の試算を七万円にして見ても結構です。こういうことにならんか、この積戻率同率で以て。

○三輪貞治君 今のと関連して一緒に答えて頂きたいのですが、結局そうなる、この十条の四の第二項にある「三月以内」という期間が又問題になつて来るわけですね。これを売つてしまえば、これはもうその金額を「回収した金額又は回収し得べき金額」とみなす。こういうことになつておられますから、この「三月以内」という期間がどういふことによつてきめられたかという事は私は問題になつて来ると思ひます。一緒に一つ……。

○政府委員(松尾泰一郎君) その最初の六万円で売つたということであり、六万円で売るか八万円で売るか、通産大臣がこの承認をいたすわけでございますので、そこで現地への影響等を考へてやるわけであり、そのかたが承認を得ないで勝手に処分したといふことになる、十万円で処分したと我々のほうはみなすわけであり、すので、従つて勝手に十二万円のもの六万円で処分するといふことは我々のほうに至らなければ、そういう場合が起り得るのであります、それは先ほど申しておりましたように、いろいろ慎重な配慮からこれをきめるといふことを申上げておるわけであり、従いまして、安売りをするといふ懸念はないのではないか、要するに積戻した場合には十二万円を補償をいたすわけであり、従いまして今設例されました点、まあ六万円で売つた場合は、まあ六万円ですが、そういう非難の起るような場合はいたさないわけでありまして、その場合は彼らは送返して来、十二万円の補償をもらえれば、そのほうがいいわけであり

思ひます。一緒に一つ……。

を受けずにやつた場合のことをここで書いておるわけでありまして、承認を受けずに販売期間満了後の処分をした場合には、いろいろ「ごた／＼」書いておられますが、要するに補償はいたしませんぞといふ書き方なものであります。この「回収した金額又は回収し得べき金額」といふことは、言ひ換えて見ればこの設例の(イ)に該当するわけでありまして、積戻しないぞといふことを規定しておるわけであり、す。

○藤田進君 今のは何でもおれがきめるのだからいいといふふうな聞えるが、その場合は許可しない。それは積戻するならば通りなきや許可しないといふ、果して公正妥当に許可されたかしないかといふことは、これは行政訴訟ができるのですから、業者として積戻しを要するといふ具体的な聞きかた、同じ品物で売つた場合試算の通り行つて見ましよう。(イ)の場合積戻せと言へば三方円の損をするでしょう。それから(ロ)で行きますと、これは一円でいいのだ、業者から見れば八万円で売れるならば現地で売らなくなるでしょう。売りますといふ許可を求めて来るでしょう。そういう場合には(イ)と(ロ)の場合にはどちらをとられるかといふことを、あなたのほうで出した試算ですよ、現地で売ることが許可しますか、積戻せと言ひますか。そのときのその国の状況もあるだらうけれども、まあ一般論としてどうつちをとりましますか、政府は。

る。向の場合には四万円であるということなんで、従つて純粹に考えますと、政府としてもこういう場合にはほかの問題さえなければ、向の場合をとりたいたいことになるわけでございます。併し今御指摘になりました八万円か六万円かという点が、果してそれはダンピングであるかいかどうか、或いはその他の人たちの商売に悪影響があるかないかという点を判断してきめるわけでありまして、併し若しそういう疑念がないということでありましたら、この向の場合、どちらをとるかということになると、向の場合をとる、こういうことになるかと思ひます。

○藤田進君 そうすると、その基礎觀念になつておるのは、いわゆる貿易の政策として困が背負つて立つという立場から損補額は殖えても他の商品に悪影響を与えてはならないということが一つ。それからそういう場合でないときには、損補額が成るべく少くなるように、これはこの保険を運営する場合には当然のことだと思ひます。このいわゆる二つの要素がある。ところが六万円というものをこれを出して見たのですよ。六万円というものを出して見たが、先ほどの説明によると、西田委員の質問に關連して私は申上げていたで、影響がないと言つたのだ、あなたはお茶とかいふ／＼なものがあつて大したことがない、そこでそういうことがまあ一つの前提になつておるが、一つの要素というのは、ウェイトを置くのは……、そうすると保険の運営からすれば、成るべく損補額を出さないで、業者もそれを好むという数字が出て来ておるわけだから、そうなる

と商品の約半額ということでは現地で持つて、持つて帰つて七万円が売れるよりも、現地で六万円が安売りとすると、とんになる、丁度これは一つの数字の限界だと思ひます。六万円ちよつと、六万五千円というふうになん／＼八万円近くになるにつれて、やはり業者としても政府としても現地で売れ、こういうような限界は恐らく六万円だと私は見ておるのです。そうすると六万円の場合にはやはり向をとる。向の方式で言つて、こういうふうになるか、やはり問題があるのじやないかという点を、私はあなたの試算表に基いて数字を置替えて見ただけです。あとは我々のほうで判断いたします。

○委員長(中川以良君) 私も關連してお伺ひしたいのですが、その問題さつきから私も不思議に思つていたので、これは政府が一方貿易政策を大いに振興しようという立場にある、これは通産大臣ですね、保険の責任は、通産大臣が一方においては保険の運営もやつていられる。貿易政策が大事か、或いは保険の料金を払うことを少くするほうが大事かというジレンマに陥つていられると思ふ。そこで先ほどのお話で、これをきめる場合には第十條によつて通産大臣がきめるのですが、これは一応運営でやつて行く、これは先ほどお話をあつたのですが、これは承認の基準というものが、何か政令か何かで定めないと、そういう問題に始終ぶつかつて来るのじやないかと思ひます。そういうことを御承知でしょうか。これは非常に妙なものができるので、或る営業者には非常に有利になり、或る業者には非常に不利になるということ、これは折角の保険

の法律ができて、その運営において不明確な点が出て来ます、これはやはり根柢を残すと思ひますが……。

○政府委員(松尾泰一君) 確かにこの第十條の四の第二項の通産大臣の承認というものは、非常にこの場合重要な役割を演ずることになるわけでありまして。そこでこれにつきましても、或いは約款の条項といたしますか、或いは告示等にいたしますか、その辺のところはまだちよつと研究が不十分ではあるものであります、大体の承認の基準というものを要するに明らかにしておきたい、そういう考え方をいたしては、先ほど来申しておりましたように、先残つたものの現物が突在をしよう、売却かどうかということ、それから積戻す費用、それからこつちを持つて来た輸送処分価格と、それから現地で処分した価格とはいずれが有利かという問題、それからダンピング等のいわゆる正常貿易に阻害を及ぼすか及ぼさんかというふうな点について三、四項目につきましても、基準を明らかにしたいという考え方をいたしております。

○委員長(中川以良君) それは政令か何かでお出しになるのですか、どういうことですか。省令ですか。

○政府委員(松尾泰一君) 約款にかければ何と申しますか、特別条項といふふうなことにいたしますか、或いは別途の方法になりますと政令か告示かになりますか、そのいずれをとおるかまだちよつと研究が足りないものであります、とにかく何らかの方法によつてはつきりきめて行く、というふうな考え

ております。

○委員長(中川以良君) そうするとそれを大体告示し頂くまではちよつとこの法案も上げにくいかと思ふのであります、一つその案をどういふふうにやるかという方針を至急に一つお立て頂いて委員会にお示し願ひたいと思ふのです。

○海野三朗君 次長は随分頭が疲れておられるでしょうが、私は極く簡単なことをお伺ひしたい。これは砂糖の値が六十円からびんと九十円に飛び上つたり、九十五円まで行つたところもあるようですが、あれはどうしてあつたことが起るのでしょうか、極く簡単に御説明願ひたい、物価を安くしようというふうな現政府が考へておられるのか、かわらぬ、あの砂糖が六十円から九十円まで飛び上つた。あれはどうしてでありましようか。誠にけつたいな現象である、私は考へておるので、あれはどうしてでありましようか。

○政府委員(松尾泰一君) 一言申しますと、糖給、いわゆる需要供給から来た現象と申上げる以外にちよつと説明しようがないわけでありまして。ちよつとくどく／＼しくなりますが御説明申し上げます、一昨年には砂糖は自動承認制であつたために非常に歴大な輸入がありまして、去年の春価格が非常に下つたことは御存じの通りであります。で、昨年度、要するに昨年度の四月から九月、要するに今の年度の前期でございます、前回の輸入外貨予算を編成するときに、その二十七年の下期の輸入の状況が予想外に多いという、とでこれを考慮いたしまして、四月一

をいたしたわけでありまして、それが正直なところ今まで響いて来ておると申上げたほうが私は率直な言い方ではなからうかと思ひます。まあ大体年間に於いて八、九十万トンのものを昨年、の四、九十万トンにおきまして、予算額ははつきり覚えておりましたが、若干の差はあるかも知れませんが、たしか二十七、八万トンというものが予算だつたわけでありまして、それでこのうち昨年の十月からこの三月の期におきまして外貨事情も非常に情勢が変化いたしました、幾ら予算を組むかというときに、まあどつちかと言へば最重要物資でもないというふうな判断から、予算を編成いたしますときには、期の初めの在庫或いは期末の在庫、それから輸入許可というものは、許可してもなか／＼物が入つて来るまでは相当ずれるのであります、それをスリッページと申しておりますが、それらを勘案いたしまして、下期で砂糖輸入予算といたしましてはたしか四十六万トンほど組んだわけでありまして、そのうち十月から十二月までの実施は割合に順調に行つたのであります、この一、二、三月、要するに今の予算の現

の十一月、要するに今の予算の現況の実施が、さつ／＼に申して、外貨事情からいたしまして、できればその四十六万トンを少し削減できないかどうかというふうな意見が非常に強くなりましたために、その実施が非常に遅れたのであります。まあそういうことからいたしまして、この三月末の在庫というものが非常に少くなり、まあ御存じのように、例えばキューバ糖にいたしましては、ブラジル糖にいた

しましても、許可をしてから入つて来るまでに大体二カ月以上かかるわけであり、従つて今許可いたしましたも、大体早くして五、六月頃の到着になるわけであり、それで近距離のもののが少なくなつたということから在庫が非常に少なくなつたということで異常な暴騰を来たしたというのが事実であります。併し現在のところ、下期の輸入もインドネシア・スウイツチの四万トンはまだ交渉中であり、まあその他のものは大体輸入の割当を目下やりつつあるような段階であります。なお、この糖価対策といつたしまして、目下台湾の、これは一番距離が近いので、台湾の砂糖についても今研究をしておるといふ段階であります。

○海野三朗君 つまり通商行政がまずいという結論になるじやありませんか。こういう現象が起つて来るということ、もう率直に私は申上げるのであります、通商行政がまずいという、ことに成りませぬか。

○政府委員(松尾泰一郎君) まあ御存じのように、砂糖はこれは農林省の關係でございます、(笑)通商省はこの問題については農林省の言ひなりと申しますか、予算の編成にしまして、或いは配給方法にしまして、大体農林省の意見に従つてやつておるのであります、若しまずいということになれば、率直に申しまして、農林省のほうにその責任を転嫁してもいいけれども、これは砂糖産業というものは農林省の所管であります。我々はただ予算の問題でございますから、ただ入口のほうだけをやつておるわけであり

○海野三朗君 いや、責任転嫁のお答えとしか考へられないのであります、私は砂糖の輸入税が一・二割の関税をかけている。そうして石油のほうは関税免除になつてはいる。そういうことは通商当局としてはどういふふうにお考へになつておるのでありますか。砂糖は一・二割の関税をかけておる。なお且つ消費税は一〇〇%かけておる。砂糖の値段にしますと、一斤十九円である。それが何だかんだといつて五十円見当になつてはいる。石油のほうは全部免税になつてはいる。こういうふうな現象は、通商当局としてはどういふふうにお考へになつておるのか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 私から申上げるのも如何かと思ひますが、実は今の御指摘の関税も、国会の議決を得ました法律によつておりました、今石油類については免税、石油製品については関税は低くなつておりますが、これはあの当時から二、三年前の関税法制定の当時からそうなつておりました、あの当時は、要するに重要な燃料資源といふことであつたので今日まで免稱措置が続いて来ておるといふうに承知いたしておるのであります。最近若干情勢の変化がございます、我々のほうはもう直接石油行政は、あれは関係はございませんが、通商省全体としては、今研究をいたしておるような状況になつておりますが、何分国会の承認を得た法律でございますので、この点を御了承願ひたいと思ひます。

○海野三朗君 このことにつきまして、通商当局を責めてもしょうがないかも知れませんが、この関税問題につ

いては、大蔵当局及び通商大臣にお伺ひしたいことがたくさんありますので、同時に砂糖の関税、そういうものについても関連して、はつきりした政府当局の御所見を承わりたいのですが、今日は丁度政務次官もおられませんが、今日は何ですか、この次は大蔵大臣なり大蔵政務次官なり、それから通商大臣御出席の所におきましてこの関税のことを私はもつとお伺ひいたしました。それで非常に片手落ちになつてはいる。政府でやつたから仕方がない、これは御尤もでありませう。政府の役人方は政府の命令によつてやられるのであるから、それは無理もないかも知れませんが、私も納得の行かざるところのものがある。で、このことについて私はお伺ひしたいのであります、今日はもう当局者がおられませんが、今日はこの次に延期いたしました、この質問は私は保留いたしておきます。

○委員長(中川以良君) 海野君に申し上げます、できるだけ一つ海野君の御質疑を頂く機会を委員長として作りま

それからもう一点今の法律案で伺ひますが、保険をかけるつまり保険料の問題でございますが、全額に保険をかけるなければいかなのか、部分的にかけないのかという問題が、これがどうもこの法律案ではつきりしないのでございますが、これはどうでございませうか。

○委員長(中川以良君) それでは今日この問題の質疑はこの程度にしてお

○委員(中川以良君) それでは今日この問題の質疑はこの程度にしてお

○委員(中川以良君) それでは今日この問題の質疑はこの程度にしてお

○委員長(中川以良君) 畏まりました

○委員(中川以良君) 畏まりました

○委員(中川以良君) 畏まりました

た。

本日はこの程度にしておきたいと思
います。御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないと
認めます。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時十四分散会

二月二十六日予備審査のため、本委員
会に左の事件を付託された。

一、国際的供給不足物資等の需給調
整に関する臨時措置に関する法律
の一部を改正する法律案

国際的供給不足物資等の需給調整
に関する臨時措置に関する法律の
一部を改正する法律案

国際的供給不足物資等の需給調
整に関する臨時措置に関する法
律の一部を改正する法律

国際的供給不足物資等の需給調整
に関する臨時措置に関する法律(昭
和二十七年法律第二十三号)の一部
を次のように改正する。

附則第二項中「昭和二十九年四月
一日」を「昭和三十年四月一日」に
改める。

別表中第二号、第三号及び第五号
を削り、第四号を第二号とする。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

二月二十六日日本委員会に左の事件を付
託された。

一、電気事業法に関する請願(第一
二九八号)

一、イラン石油輸入促進等に関する
請願(第二九八号)

一、産業工芸試験所九州出張所存置
に関する請願(第一三〇〇号)

一、イラン石油輸入に関する請願
(第一三四八号)

一、電気料金引上げ反対に関する請
願(第一三四九号)(第一三八八号)

一、ガス事業法案に関する請願(第
一四三八号)

一、石炭産業の危機打開に関する陳
情(第三三六号)

一、電気料金引上げ反対に関する陳
情(第三三七号)(第三四七号)(第
三七三号)(第三八四号)

一、石油類輸入外貨増額に関する陳
情(第三五五号)

一、電気法制定に伴う電気事業者の
兼業投資に関する陳情(第三五六
号)

一、中小企業の育成強化に関する陳
情(第三七二号)

一、ガス事業法案に関する陳情(第
三七六号)

一、イラン石油輸入促進に関する陳
情(第三八五号)

第一二九八号 昭和二十九年二月
十日受理

電気事業法に関する請願
請願者 東京都千代田区九段一
全国市長会内 中井光

紹介議員 一松定吉君
政府においては、新たに電気事業法案
を検討中の模様であるが、本法案の決
定に当つては元米公営電気事業は地方
自治法第二条に認められている点を確
認せられるとともに独占禁止の精神に

照しすみやかに本来の姿に復帰せしめ
るため本法案中に(一)公共団体は電気事
業を買収することができるものとする
こと、(二)国家総動員法及び同法に基
く配電統制令によつて電気供給事業及び
設備を譲渡せしめられた公共団体が、
これを買収しようとするときは主務大
臣は許可するものとし、現にこれを継
承している者は、その公共団体に譲渡
しなければならぬものとするこの
事項を規定せられたいとの請願。

第一二九九号 昭和二十九年二月
十日受理

イラン石油輸入促進等に関する請願
請願者 大分市大字大分二、七
二五ノ一 大分貨物運送
株式会社社長 橋本新
一外四名

紹介議員 一松定吉君
営業用トラックの使用する揮発油は経
費の十五パーセントを占めるためこれ
が価格の安定と否とは事業上に及ぼす
影響がきわめて大である。しかるに最
近石油輸入の減少から一部においては
既に値上げを發表し、統いて各石油会
社もまたこれにならう実状にある。か
くして輸送力の低下をきたすことはも
ち論、さなきだに経営難に陥つては
トラック事業にさらに拍車をかけるこ
とになるから、これが打開のため、イ
ラン石油の輸入を促進するとともに、
石油輸入外貨を増額せられたいとの請
願。

第一三〇〇号 昭和二十九年二月
十日受理

産業工芸試験所九州出張所存置に關す
る請願

請願者 福岡市西堅粕福岡工業
試験場内 九州地区公
立試験研究機関連絡協
議会内 山根東一外二
十二名

紹介議員 劍木亨弘君
今回の行政機構改革において、産業工
芸試験所九州出張所が整理の対象とな
つていよよであるが、九州は中央か
ら遠隔の地にあるため、産業工芸全般
にわたりデザインの新味に乏しく、一
般に技術の後進性に禍され未解決のま
ま放置されている面がきわめて多い実
情にある。従つて広範かつ高度なる工
業技術を導入し、産業技術水準を高
めるための強力なる国家的処置を熱望
し、これが根本的対策として総合的試
験研究を推進するための国立研究機関
を必要とする機運にある。しかるに九
州地区工芸産業の指導的役割を持つ国
立産業工芸試験所を廃止せんとする政
府の意図は、これに逆行するばかりで
なく、国立総合試験研究機関実現の萌
芽さえも摘み取らんとするものである
から、当地区産業工芸試験所を存置す
るとともにさらに強固な国立総合研究
所を設置せられたいとの請願。

第一三四八号 昭和二十九年二月
十一日受理

イラン石油輸入に関する請願
請願者 東京都千代田区丸の内
三の三 全国自動車用自動
車組合連合会内 満尾
君亮

紹介議員 植竹 春彦君
わが国の自動車用燃料は、その九十
パーセント以上が輸入に依存せねばな
らない状態にあるため、自動車輸送は、
とかく強大なる世界的石油カクテルの
動きによつて左右される傾向にあり、
最近イラン石油の輸入困難に伴い、一
部においては早くも外貨割当事情その
他を理由として市価の引上げを發表
し、また各石油会社もこれにならう実
情にある関係上、自動車使用者はその
成行きに對してきわめて不安な状態に
あるから、すみやかにイラン石油の輸
入を促進するよう措置を講ぜられたい
との請願。

第一三四九号 昭和二十九年二月
十一日受理

電気料金引上げ反対に関する請願
請願者 東京都中野区議會議長
栗原輝

紹介議員 中山 壽彦君
電気料金の引き上げは、直接物価の高
騰を誘因し経済の均衡を破たんしイン
フレを導くものであるから、反対であ
るとの請願。

第一三八八号 昭和二十九年二月
十三日受理

電気料金引上げ反対に関する請願
請願者 東京都文京区新諏訪町
一三クローニング商工
業協同組合理事長 赤
羽長一郎

紹介議員 奥 むめお君
九電力会社から電気料金値上申請がな
されたが、今日の発電能力及ばない
ために電源開発の要があるとしても、
電気事業は公益事業であり、この公益
性を考へることなく企業の赤字を直ち
に値上げによつて補てんするという安
易な考え方には反対である。ことにク
ローニング業に影響する今次の電気料

金の値上げには反対であるから、(一)公益事業にかんがみ、固定資産税について地方税法上の特別措置を講ずること、(二)借入金金の利率について国として考慮すること、(三)小口電力、定額電灯、従量電灯の料金をすえ置くこと、(四)電気事業の關係法規に検討を加え、一般に経理内容が容易に理解できるように取り計しかつ罰則を強化すること、等を実現せられたいとの請願。

第一四三八号 昭和二十九年二月十六日受理
ガス事業法案に関する請願
請願者 和歌山県知事 小野真
次外五名

紹介議員 小松正雄君
今国会に上提されてはガス事業法案は、一般大衆の利益代表である都道府県知事の権限を極度に制限し、わずかに土地立入り許可権と植物伐採の裁定権だけを残しているが、このことは地方自治体を無視した中央集権の弊害を再現するものであり、民主政治に逆行する虞があるから、(一)旧ガス事業法施行規則第三十七条および第五十三条の三項の規定を存続すること、(二)現在都道府県知事の有する保安取締り上の監督権限を削除または減少しないこと、(三)ガスの成分、熱量および圧力についての監督権限を都道府県知事に付与すること、(四)ガス器具による災害事故に対し取締り上の措置を規定し、その権限を都道府県知事に付与すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第三三六号 昭和二十九年二月十日受理
石炭産業の危機打開に関する陳情
陳情者 福岡県戸畑市明治町一ノ五、〇七六ノ二戸畑商工会議所内北九州商工会議所連合会内 中村義廣外十二名
わが国石炭産業は、近時外国炭の輸入と重油への転換によつて昨年末において貯炭量は約六百五十万トンに及び、需要期である現在なお増加の一途をたどり、業者においては出炭の縮少、企業合理化に努め、従業員も昨年末に比し約五万人も減少したにもかかわらず需給の不均衡は是正さるべくもなくさらに深刻なる方向に進んでいるから、国内熱源の総合対策をすみやかに講ぜられるとともに暫定処置として物価の安定を見るまで二重価格制をとり補給金制度を設けられたいとの陳情。

第三三七号 昭和二十九年二月十日受理
電気料金引上げ反対に関する陳情(二通)
陳情者 新潟県西蒲原郡燕町長 田巻甲外四名
政府は電気料金引上げを企図しているが、これは政府が現在強力に推進しようとする低物価政策と矛盾をはなはだしく、自立せんとするわが国の経済を危険におとしめられる要因となるから、本料金引き上げには反対であるとの陳情。

第三四七号 昭和二十九年二月十日受理
電気料金引上げ反対に関する陳情
陳情者 東京都中央区京橋一ノ一〇商工組合中央金庫内社団法人日本中小企業団体連盟会長 豊田雅孝
この陳情の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三五五号 昭和二十九年二月十日受理
石油類輸入外貨増額に関する陳情
陳情者 群馬県前橋市連雀町一九内 小淵光平外五十七名
最近、イラン石油の輸入が困難となるに伴い一部石油業者は外貨の割当その他を理由として取引条件を悪化させ、市価の引上げを策しており、これがたぬ貨物自動車運送事業者は燃料の入手に困難をきたし、事業面に多大な影響を及ぼしているが、もしこれを放置するならば単にトラック事業の経営問題にとどまらず民生安定の上にも由々しい結果を招来することになるから、(一)石油類輸入外貨の増額、(二)パター制によるイラン石油の輸入促進、(三)石油類精製業者および販売業者の良心的かつ重点的供給方式の確立等につき善処せられたいとの陳情。

第三五六号 昭和二十九年二月十日受理
電気法制定に伴う電気事業者の兼業投資に関する陳情
陳情者 大阪府会議長 梅本敬一 外一名
政府当局においては、電気法(仮称)の立案整備を急がれているやに聞いておるが、同法案に盛り込まれた電気事業者の兼業投資に関する規制事項(第十二条)の運用如何によつては、電気事業者の直接投資に係る工率会社が独占的な存在をもつて一般中小企業者に極度の圧迫を与えることが予測されるから、今回の法令制定を機として、これら事業(附帯事業)に対する兼業投資についてはあくまで四圍の諸情勢を勘案して何等かの規制措置を講ぜられるよう取り計らわれたいとの陳情。

第三七二号 昭和二十九年二月十日受理
中小企業の育成強化に関する陳情
陳情者 北海道網走市南四条西一 協同組合網走専門店会理事 岡田由太郎
政府の財政緊縮の一般方針はわが国経済の健全化のため必要な措置ではあるが、その内容は緊縮のシワ寄せを、中小企業に集中するもので、このことは日銀の貸出し引き締め政策と並行して、中小企業の上に、徹底的な打撃を与えるものであるから、(一)中小企業専門金融機関に対する指定預金の引揚げを延期するとともに預託の増額を実行すること、(二)少くとも中小企業金融公庫に二百億円、国民金融公庫に五十億円の財政資金の投入を行うこと、(三)商工組合中央金庫に対し、往時の如く、資金運用部資金の直接貸付の中小企業育成強化政策を実施せられたいとの陳情。

第三七六号 昭和二十九年二月十日受理
ガス事業法案に関する陳情
陳情者 東京都知事 安井誠一郎
ガス事業法の立案に対しては、政令および省令施行規則の規定を適切にし、ガス事業に関する事務はすべて都道府県知事に委任するようたびたび要望してきたが、わずかに通商産業大臣の権限に属する事項のみが、政令で定めるところにより都道府県知事にも委任できるようになつたに過ぎないから、今国会に提出されたガス事業法案の審議に当つては、法案第二十八条第二項、第四十六条および第四十七条の事項の権限を第五十二条の規定により都道府県知事に委任できるようにされることともに、施行規則の制定についても都道府県知事の意見反映の機会が法令上認められるよう、取り計らわれたいとの陳情。

第三八四号 昭和二十九年二月十日受理
第三三七号 昭和二十九年二月十日受理
電気料金引上げ反対に関する陳情
陳情者 宮城県仙台市勾当台通二 七 宮本貞三郎外五名
この陳情の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三八四号 昭和二十九年二月十日受理
第三三七号 昭和二十九年二月十日受理
電気料金引上げ反対に関する陳情
陳情者 宮城県仙台市勾当台通二 七 宮本貞三郎外五名
この陳情の趣旨は、第三三七号と同じである。

電気料金引上げ反対に関する陳情

陳情者 岡山県児島市味野三八九

八ノ三社団法人児島商工

会議所会頭 佐藤浩太郎

この陳情の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三八五号 昭和二十九年二月十

六日受理

イラン石油輸入促進に関する陳情

陳情者 大分市西新町橋本旅館内

大分県自家用自動車組合

連合会内 紀伊進

わが国は自動車に使用する燃料の九十パーセント以上を輸入に仰がなければならぬ宿命下にあるため常時割高のものを購入するのを余儀なくされてきたが、昨年画期的ともいべきイラン石油の輸入が実現して以来、国内価格も幾分緩和せられたが、最近に至り割当外貨の不足に基因し、イラン石油輸入が困難となつたために、一部業者の作為と外貨割当事情の悪化に伴う、政府の抑制による品不足をきたし、これを理由とする業者の市価引き上げが企図せられつつあることは国家のため憂慮に堪えないところであるから、この難局打開のため万難を排してイラン石油輸入百年の計を樹立せられたいとの陳情。

昭和二十九年三月十日印刷

昭和二十九年三月十一日発行

參議院事務局

印刷局 大藏省印刷局